

令和3年8月31日

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 恵比寿ネオナート
株式会社ジャックス 御中

〒850-0876

長崎市賀町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝

（申入担当者 弁護士 中鋪美香）

（電話 0957-24-1187）



貴社からの令和3年4月7日付回答書につきまして、下記のとおり再度ご連絡致します。

1 自主規制の存在

当方が申入書において引用しておりました平成7年8月9日付取信第8号通商産業省産業政策局取引信用室長発「割賦購入あっせん及び割賦販売に係る分割払手数料率の設定について」は、貴社ご指摘のとおり、平成25年3月31日をもって廃止されておりましたが、同通達が廃止されたのは、業界団体による自主規制にゆだねることにしたためであり、平成25年4月1日からは、同通達に代わり、日本クレジット協会が「割賦販売に係る自主規制規則」が施行されております。

そして、同規則7条には「個別方式割賦販売に係る契約の締結時に定められた

所定の支払いがなされた場合の手数料率について、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項に規定される割合を超えないよう努めることとする。」と規定されており、割賦販売の手数料率について出資法所定の利率を守る必要がある点は従前同様となっています。

なお、上記規則7条において引用されている出資法第5条2項は、金銭の貸し付けを行う者が業として金銭の貸し付けを行う場合における高金利の処罰を定める規定であり、同規則が割賦販売に係る手数料率について上記出資法の規定の割合を超えないように努めるべき、と定めている趣旨は、割賦販売に係る手数料についても、金銭消費貸借の金利と法的性質が共通することを前提として、同様の規制を及ぼす趣旨と言えます。

したがいまして、貴社の分割払手数料の払戻しの規定について、出資法所定の両率を超える手数料率となる余地があるような文言は適切ではありません。

2 早期完済手数料を徴求する正当理由について

貴社は、売り主である加盟店が、買主に対して期限の利益を付与するための資金調達に係る調達金利を負担することから、損害補填の趣旨で買主から合理的な範囲内の手数料を徴求することにつき正当な理由があると主張されますが、そもそも加盟店が買主に対して期限の利益を付与するために資金調達をしているという関係ではなく、加盟店が資金調達する際の金利分の補填を買主に求めることに合理的な理由はありません。

3 運用だけでなく規約文言の修正の必要性

さらに、本件申し入れの前提となった事案が発生した加盟店では、令和元年12月以降、システム上では、本件文言に基づき徴求する早期完済手数料が全て14.5%以下の料率になるように設定されている、とのことですが、確かにその運用自体に問題はありません。

しかし、本件規約は、文言上料率の計算方法が具体的に明示されていない点が問題です。「乙所定の計算方法」「乙所定の割合による金額」との記載のみでは、貴社においていかようにも料率の設定が可能であり、設定された料率が出資法5条2項の料率を超える場合には、上記の自主基準の要請に反し、消費者契約法10条違反となり得ます。そのため、本件規約については、現在の曖昧な文言にとどめず、各種規制に沿った具体的な計算方法を明示するなど、文言を修正すべきと考えます。

4 結語

以上の点を踏まえ、運用のみの改善ではなく、規約文言自体の修正を再度ご検討頂きますよう、お願ひ致します。